

栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）の
設置及び管理に関する条例等の改正について

【 条例・規則の改正理由 】

栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）は、金勝山周辺施設のあり方検討等を経て、施設の設置目的である「青少年の育成」や「生涯学習の振興」の教育施設としての役割を維持しながら、これまでの宿泊研修や自然体験学習だけではなく、第二期栗東市観光振興戦略との整合性を図り、山の施設を、自然資源を有効活用するための施設として位置づけ、レクリエーション活動や観光などを通じ、幅広い利用者の受け入れや施設利用の活性化を目指し方針転換を行うもの。

また、指定管理者の更新時期を迎えていることから、制度の見直し行う適切なタイミングであることを踏まえ、利用料金も含め関連する本条例、規則について改正を行うもの。

【 条例の主な改正内容 】

- ・設置及び目的（第1条）、事業（第3条）の見直し
- ・利用の手続（第18条）の見直し
- ・利用の許可（第19条）の見直し
- ・利用料金（第21条及び別表）の見直し
入館料の削除、キャンセル料設定、障害者等の料金設定

【 規則の主な改正内容 】

- ・再委託の禁止（第5条）の削除
- ・使用者の範囲（第6条）の削除
- ・利用の申請時期の見直し（第7条）
- ・利用者の遵守事項の一部見直し（第9条）

【 新規規則の主な内容 】 ※教育委員会の規則整理による

- ・指定管理の手続（第2条）
- ・協定に定める事項（第3条）
- ・事業報告書（第4条）
- ・利用料金（第5条）

【 スケジュール 】

令和8年4月	教育委員会 意見聴取
令和8年6月	6月議会（条例改正）
令和9年4月	施行

栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案	理由
栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 条例第 1 9 号 (設置及び目的) 第 1 条 栗東の豊かな自然の中で<u>集団活動と宿泊研修</u>を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図ることを目的として、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 青少年及び成人の宿泊<u>研修</u>並びに施設の提供 (2)・(3) (略) <u>(4)</u> (略) (指定管理者による管理) 第 4 条 (略) (指定管理者の指定の手続)	栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 条例第 1 9 号 (設置及び目的) 第 1 条 栗東の豊かな自然の中で<u>の体験活動</u>を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図ることを目的として、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 青少年及び成人の宿泊____並びに施設の提供 (2)・(3) (略) <u>(4) 観光資源等を活用した事業の企画・運営、物品の販売</u> <u>(5)</u> (略) (指定管理者による管理) 第 4 条 (略) (指定管理者の指定の手続)	集団活動と宿泊研修に限定することなく、個人規模で、研修以外の幅広い事業展開を可能とするため。 宿泊研修に限定することなく幅広い事業展開を可能とするため。

第 5 条 前条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他の栗東市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 （略）

（協定の締結）

第 6 条 市長と指定管理者とは、教育委員会規則で定めるところにより、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

第 7 条ー第 1 4 条 （略）

（事業報告書の提出）

第 1 5 条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会規則で定めるところにより、その業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第 1 6 条・第 1 7 条 （略）

（利用の手続）

第 1 8 条 センターを利用しようとする者は、指定管理者に教育委員会規則で定めるところにより申請書を提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（利用の許可）

第 1 9 条 指定管理者は、施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可する。

(1)ー(5) （略）

第 5 条 前条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他の_____規則_____で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 （略）

（協定の締結）

第 6 条 市長と指定管理者とは、_____規則で定めるところにより、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

第 7 条ー第 1 4 条 （略）

（事業報告書の提出）

第 1 5 条 指定管理者は、毎年度終了後、_____規則で定めるところにより、その業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第 1 6 条・第 1 7 条 （略）

（利用の手続）

第 1 8 条 センターを利用しようとする者は、指定管理者に教育委員会規則で定めるところにより申請_____し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（利用の許可）

第 1 9 条 指定管理者は、施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可する。

(1)ー(5) （略）

教育委員会の規則整理による。

教育委員会の規則整理による。

教育委員会の規則整理による。

申請者の選択肢を広げるため。

施設の利用者増につなげるため。

<u>(6) 営利を目的とする利用のとき。</u> <u>(7) (略)</u> 2 (略) (利用の変更、停止及び取消し) 第 2 0 条 (略) (利用料金等) 第 2 1 条 利用者は、センターの利用に係る<u>入館料及び料金</u> (以下「<u>利用料金等</u>」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2 前項の納付すべき<u>利用料金等</u>は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表に定める金額の範囲内において定める額とする。 <u>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金等を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。</u> (<u>利用料金等</u>の收受) 第 2 2 条 前条第 1 項の規定により納付された<u>利用料金等</u>は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。 第 2 3 条－第 2 5 条 (略) 附 則	<u>(6) (略)</u> 2 (略) (利用の変更、停止及び取消し) 第 2 0 条 (略) (利用料金__) 第 2 1 条 利用者は、センターの利用に係る____料金 (以下「<u>利用料金__</u>」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2 前項の納付すべき<u>利用料金__</u>は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表に定める金額の範囲内において定める額とする。 <u>3 指定管理者は利用の取消しがあったときは、あらかじめ市長の承認を得て、別表に定める金額の範囲を徴収することができる。</u> <u>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金__を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。</u> (<u>利用料金__</u>の收受) 第 2 2 条 前条第 1 項の規定により納付された<u>利用料金__</u>は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。 第 2 3 条－第 2 5 条 (略) 附 則	利用のきっかけとなる気軽な立ち寄りを促進するため。 入館料の削除による。 条例や指針に記載がなく、現状の利用形態として長期の仮押さえの防止対策とするため。 入館料の削除による。 入館料の削除による。
---	--	--

1・2 (略)

別表 (第 2 1 条関係)

区分		金額	備考
入館料	大人	一人につき 200 円	大人料金は中学生以上を、小人料金は小学生を対象とする。
	小人	一人につき 100 円	
宿泊室	宿泊室 1 (定員 4 名)	平日・休日 1 日当たり 10,700 円 休前日 1 日当たり 12,800 円	1 1 日とは、午後 2 時から翌午前 10 時までとする。 2 平日とは月曜日から金曜日まで (祝日を除く。)をいい、休日とは日曜日及び祝日をいう。
	宿泊室 2 (定員 7 名)	平日・休日 1 日当たり 18,700 円 休前日 1 日当たり 22,500 円	3 7 月 1 日から 8 月 31 日までの期間については、休前日の料金を適用する。
	宿泊室 3 (定員 8 名)	平日・休日 1 日当たり 21,400 円 休前日 1 日当たり 25,700 円	4 定員を超えて利用するときは超過料金として、大人 1 人につき 2,200 円を、小人 1 人につき 1,100 円を徴収する。 5 市内に所在する小学校又は中学校が教育課程の

1・2 (略)

別表 (第 2 1 条関係)

区分		金額	備考
宿泊室	宿泊室 1 (定員 4 名)		1 1 日とは、午後 3 時から翌午前 10 時までとする。
		1 日当たり 19,200 円	
宿泊室	宿泊室 2 (定員 7 名)		
		1 日当たり 33,750 円	
宿泊室	宿泊室 3 (定員 8 名)		2 定員を超えて利用するときは超過料金として、大人 1 人につき 3,300 円を、小人 1 人につき 1,650 円を徴収する。
		1 日当たり 38,550 円	3 市内に所在する小学校又は中学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として使用する

使用料・手数料の見直しに係るガイドラインに基づき見直し。

入館料の削除。

新たな利用者の受け入れ準備に要する時間を確保するため。

宿泊室の金額見直しに伴う見直し。

			一環として一学年を単位として使用する場合には、左記にかかわらず一人一泊につき 1, 0 0 0 円とする。 6 県内に所在する小学校が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合には、左記にかかわらず一人一泊につき 1, 5 0 0 円とする。 7 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、1 室 1 時間につき 5 0 0 円とする。この場合において、冷房設備を使用したときは冷房料として 5 割を、暖房設備を使用したときは暖房料として 5 割を加算した額とする。				場合における当該児童又は生徒は、左記にかかわらず <u>1 人 1 泊</u>につき 1, 0 0 0 円とする。 <u>4 県内に所在する小学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として使用する場合には、左記にかかわらず 1 人 1 泊につき 1, 5 0 0 円とする（市内に所在する小学校は除く）。</u> <u>5 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、1 室 1 時間につき 7 5 0 円とする。この場合において、冷房設備又は</u> <u>、暖房設備を使用したときは、</u> <u>利用料金に当該利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算して得た額とする。</u>	対象者を特定するため。 宿泊室の金額見直しに伴う見直し。 加算について明確にするため。
研修室	大研修室	1 時間につき 1, 5 0 0 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿	研修	大研修室	1 時間につき	1 県内に所在する小学	
	小研修室	1 時間につき 5 0 0 円						

		泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として 5 割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として 5 割を加算した額とする。	室		1, 5 9 0 円	校又は市内に所在する
			小研修室		1 時間につき 3 9 0 円	中学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備又は
ホール	1 時間につき 1, 0 0 0 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として 5 割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として 5 割を加算した額とする。				暖房設備を使用したときは、利用料金に当該利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算して得た額とする。
応接室	1 時間につき 5 0 0 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として 5 割	ホール		1 時間につき 4 5 0 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備又は
						暖房設備を使用したときは、利用料金に当該利用料金の 1 0

		を、暖房設備を使用した場合は暖房料として 5 割を加算した額とする。			<u>0 分の 5 0 に相当する額を加算して得た額とする。</u>	
	応接室	1 時間につき <u>1 4 0 円</u>	1	県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として <u>1 学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。</u>		
			2	冷房設備又は _____ <u>暖房設備を使用したときは利用料金に当該利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算して得た額とする。</u>		
	キャンセル料			<u>当該利用料金の 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額</u>		条例や指針に記載がなく、現状の利用形態として長期の仮押さえの防止対策とするため。
	<u>備考</u>					
	<u>1 営利を目的として利用するときは、利用料金に当該利用料金の 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額を加算して得た額とする。</u>					金額による差別化により目的に合致した利用を促すため。
	<u>2 障害者等が利用するときは、当該宿泊室の利用料金は 1</u>					介助に要するスペースを確保するた

00分の50に相当する額とする。「障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

め。

第21条別表の改正

区分	現行金額	算定金額	上限金額 (1.5倍)	改定金額	設定理由
自然体験学習センター宿泊室1（定員4名）	12,800	78,958	19,200	19,200	算定金額が現行金額より増額するため上限金額を改定金額とした。
自然体験学習センター宿泊室2（定員7名）	22,500	44,957	33,750	33,750	算定金額が現行金額より増額するため上限金額を改定金額とした。
自然体験学習センター宿泊室3（定員8名）	25,700	39,314	38,550	38,550	算定金額が現行金額より増額するため上限金額を改定金額とした。
自然体験学習センター大研修室（1時間）	1,500	1,596	2,250	1,590	算定金額とし、端数処理をした。
自然体験学習センター小研修室（1時間）	500	399	750	390	算定金額とし、端数処理をした。
自然体験学習センターホール（1時間）	1,000	456	1,500	450	算定金額とし、端数処理をした。
自然体験学習センター応接室（1時間）	500	142	750	140	算定金額とし、端数処理をした。

備考欄等の改正について

- ・入館料を削除とした。
- ・1日を午後3時から翌午前10時とした。
- ・営利を目的とする場合は、利用料金の100分の100に相当する額を加算するとした。
- ・利用者に障害者等が含まれる場合は、利用料金の100分の50に相当する額とした。
- ・キャンセル料について記載した。

栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案	理由
栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 教委規則第 7 号 (趣旨) 第 1 条 (略) <u>(指定管理の手続)</u> 第 2 条 <u>条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。</u> 2 <u>条例第 5 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</u> (1) <u>年間事業計画書</u> (2) <u>年間収支予算書</u> (3) <u>定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）</u> (4) <u>役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書</u> (5) <u>当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類</u> (6) <u>当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書</u>	栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 教委規則第 7 号 (趣旨) 第 1 条 (略)	教育委員会の規則整理による。

類

3 前項第 1 号の年間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 経営方針又は運営規則
- (2) 職員の体制
- (3) 施設の運営・維持管理に係る計画
- (4) 個人情報の保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

項

(協定)

第 3 条 条例第 6 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払い時期及び方法
- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 危険負担
- (5) 指定管理者の指定解除に係る手続き
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

項

(事業報告書)

第 4 条 条例第 1 5 条の事業報告書は、栗東市立自然体験学習センター事業報告書（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年 4 月 3 0 日までに市長に提出しなければならない

い。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(再委託の禁止)

第 5 条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

(使用者の範囲)

第 6 条 センターを使用することができる者は、次のいずれかに該当する団体で明確な研修目的をもって使用する場合に限るもの（指導者又は保護者を伴わない高校生以下の単独による使用を除く。）とする。

- (1) 義務教育諸学校の児童又は生徒
- (2) 高等学校若しくは大学の生徒又はこれらに準ずる者
- (3) 前 2 号に規定する者を主たる構成員とする団体
- (4) 前 3 号に規定するものを指導する者
- (5) その他センターの目的を達成するため適当であると教育委員会が認める団体

(利用の手続)

第 7 条 センターを利用しようとする者は、利用する日の 3 月前（ただし、県内に所在する小学校又は市内に所在

(利用の手続)

第 2 条 センターを利用しようとする者は、利用する日の 3 月前（ただし、県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が

協定書及び仕様書に記載を行う。

利用者増につなげるため

余裕をもった対応を行うため。

申請時期を明確にするため。

申請者の選択肢を広げるため。

教育委員会の規則整理による。

する中学校が教育課程の一環として二学年を単位として使用する場合にあっては1年前

）から利用の7日前までに、栗東市立自然体験学習センター利用許可申請書（別記様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の利用許可申請書の提出があったときは、その使用目的、内容その他を検討し、適当と認めたものについて利用許可を行う。

3 前2項の規定は、条例第18条後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「利用許可申請書」とあるのは「利用変更許可申請書」と読み替えるものとする。

（利用料金等）

第8条 指定管理者が条例第21条第2項に規定する利用料金等を定め、又は変更する場合において、同項の規定により市長の承認を受けようとするときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金等承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の承認をしたときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金等承認書（別記様式第5号）を指定管理者に交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

教育課程の一環として1学年を単位として使用する場合にあっては利用日の属する年度の前年度）から利用の10日前までに、

指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の利用許可申請があったときは、その使用目的、内容その他を検討し、適当と認めたものについて利用許可を行う。

3 前2項の規定は、条例第18条後段の規定による申請について準用する。

（利用者の遵守事項）

第3条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

日帰り客も対象となるため。

(1) <u>利用当日に、住所、氏名、年齢及び性別を利用台帳に記入すること。</u> (2) ～(11) (略) (委任) 第10条 (略) 附 則 1・2 (略) <u>別記様式第1号 (第2条関係)</u> (略) <u>様式第2号 (第4条関係)</u> (略) <u>様式第3号 (第7条関係)</u> (略) <u>様式第4号 (第8条関係)</u> (略) <u>様式第5号 (第8条関係)</u> (略)	(1) ～(10) (略) (委任) 第4条 (略) 附 則 1・2 (略)	
---	---	--

栗東市立自然体験学習センターの指定管理の手続等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年栗東市条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）の指定管理の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理の手続)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第 1 号の年間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 経営方針又は運営規則
- (2) 職員の体制
- (3) 施設の運営・維持管理に係る計画
- (4) 個人情報の保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協定)

第 3 条 条例第 6 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払時期及び方法
- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 危険負担
- (5) 指定管理者の指定解除に係る手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第 4 条 条例第 15 条の事業報告書は、栗東市立自然体験学習センター事業報告書（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年 4 月 3 0 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(利用料金)

第 5 条 指定管理者が条例第 2 1 条第 2 項に規定する利用料金等を定め、又は変更する場合において、同項の規定により市長の承認を受けようとするときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金承認申請書（別記様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の承認をしたときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金等承認書（別記様式第 5 号）を指定管理者に交付するものとする。

８．導入に向けたスケジュール

時期		内容	総合調整 会議	事務決裁 (指定管理 者制度担当 課合議)
運用開始 の前々年度	10 月	包括モニタリング評価の実施		
	11 月	指定管理の継続についての方向性を決定	審議事項	○
	12 月	サウンディング型市場調査の準備 (実施要領・HP の作成、参加受付)		
	1 月	サウンディング型市場調査の実施 (１か月程度)		
	2 月	公募の準備 (募集要項・仕様書・協定書（案）の 作成、条例改正の準備)		
	3 月			
運用開始 の前年度	4 月	議案の提出（条例改正案）	審議事項	○
	5 月			
	6 月	条例改正（６月議会）		
	7 月	募集要項、業務指針、事業計画書様式 等の作成（議会へ報告）	審議事項	○
	8 月	公募の実施（１か月間以上） (必要に応じて施設説明会の開催)		
	9 月	申請者の資格審査（施設所管課） 無資格者に無資格通知 有資格者に面接の通知		
	10 月	申請者の面接 選定委員会の開催		
	11 月	候補者の決定（市長決裁） 選定結果の通知	報告事項	○
	12 月	債務負担行為の設定（１２月議会） 指定議案の提案（１２月議会） (議決を経て指定管理者を指定)		

	12 月	指定管理者の指定		○
	1 月	指定管理者との協議 指定管理者の研修（必要に応じて）		
	2 月			
	3 月	指定管理者との協定書の締結		○
		業務引継ぎ		
開始	4 月	指定管理者による管理運営の開始		

※債務負担行為と指定議案の提案について、議案の提出順序は債務負担行為を先にするものとする。

※総合調整会議への付議に関する決裁は、指定管理者制度担当課に合議すること。

○栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例

平成19年10月1日

条例第19号

(設置及び目的)

第1条 栗東の豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図ることを目的として、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栗東市立自然体験学習センター

位置 栗東市観音寺459番地20

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年及び成人の宿泊研修並びに施設の提供
- (2) 青少年及び成人の自然体験学習の指導
- (3) 生涯学習の推進に関する事業
- (4) その他センターの目的達成に必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 前条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他の栗東市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行ったもののうちから、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、センターの管理を行わせるに最適と認めるものを、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れること。
- (2) 施設の適切な管理及び管理経費の縮減が図れること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 事業計画に沿って、計画的で適切な運営を安定して行う能力を有すること。

(協定の締結)

第6条 市長と指定管理者とは、教育委員会規則で定めるところにより、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第 3 条に規定する事業に関すること。
- (4) その他センターの管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

(注意義務)

第 8 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

(施設の変更禁止)

第 9 条 指定管理者は、施設等を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(目的外使用禁止)

第 10 条 指定管理者は、施設等を目的外に使用し、又は使用させてはならない。

(守秘義務)

第 11 条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業報告の聴取等)

第 13 条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第 14 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。

(事業報告書の提出)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会規則で定めるところにより、その業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(開館時間)

第 16 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要

があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 17 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日である場合は、その翌日以後の最初の休日でない日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(利用の手続)

第 18 条 センターを利用しようとする者は、指定管理者に教育委員会規則で定めるところにより申請書を提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の許可)

第 19 条 指定管理者は、施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可する。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 感染症患者及びその疑いのあるとき。
- (5) 危険物又は他人の迷惑となるような物品若しくは動物等を携帯するとき。
- (6) 営利を目的とする利用のとき。
- (7) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により許可をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができるものとする。

(利用の変更、停止及び取消し)

第 20 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が利用の目的に違反して利用したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段によって前条の規定による許可を受けたとき。
- (3) 利用者が前条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) 当該許可にかかる施設等が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) 指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (7) 指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認めるとき。

(利用料金等)

第 2 1 条 利用者は、センターの利用に係る入館料及び料金（以下「利用料金等」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の納付すべき利用料金等は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表に定める金額の範囲内において定める額とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金等を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（利用料金等の収受）

第 2 2 条 前条第 1 項の規定により納付された利用料金等は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（原状回復の義務）

第 2 3 条 利用者は、その施設の利用を終了したときは、その利用に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。第 2 0 条の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

（損害賠償）

第 2 4 条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第 2 5 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条から第 7 条までの規定は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（平成 2 0 年教委規則第 3 号で平成 2 0 年 4 月 1 日から施行）

（栗東市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2 栗東市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 5 6 年栗東町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 5 日条例第 1 3 号）

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 6 月 2 9 日条例第 2 5 号）

この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 21 条関係）

区分		金額	備考
入館料	大人	一人につき 200 円	大人料金は中学生以上を、小人料金は小学生を対象とする。
	小人	一人につき 100 円	
宿泊室	宿泊室 1（定員 4 名）	平日・休日 1 日当たり 10,700 円 休前日 1 日当たり 12,800 円	1 1 日とは、午後 2 時から翌午前 10 時までとする。 2 平日とは月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいい、休日とは日曜日及び祝日をいう。 3 7 月 1 日から 8 月 31 日までの期間については、休前日の料金を適用する。 4 定員を超えて利用するときは超過料金として、大人 1 人につき 2,200 円を、小人 1 人につき 1,100 円を徴収する。 5 市内に所在する小学校又は中学校が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合における当該児童又は生徒は、左記にかかわらず一人一泊につき 1,000 円とする。 6 県内に所在する小学校が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合における当該児童は、左記にかかわらず一人一泊につき 1,500 円とする。 7 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、1 室 1 時間につき 500 円とする。この場合において、冷房設備を使用したときは冷房料として 5 割を、暖房設備を使用したときは暖房料として 5 割を加算した額とする。
	宿泊室 2（定員 7 名）	平日・休日 1 日当たり 18,700 円 休前日 1 日当たり 22,500 円	
	宿泊室 3（定員 8 名）	平日・休日 1 日当たり 21,400 円 休前日 1 日当たり 25,700 円	
研修室	大研修室	1 時間につき 1,500 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として 5 割を、暖房設備を使用した場合は暖房料とし
	小研修室	1 時間につき 500 円	

			て5割を加算した額とする。
ホール	1時間につき1,000円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として5割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として5割を加算した額とする。	
応接室	1時間につき500円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷房料として5割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として5割を加算した額とする。	

○栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則

平成 19 年 10 月 1 日

教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年栗東市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理の手続)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第 1 号の年間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 経営方針又は運営規則
- (2) 職員の体制
- (3) 施設の運営・維持管理に係る計画
- (4) 個人情報の保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協定)

第 3 条 条例第 6 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払い時期及び方法
- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 危険負担
- (5) 指定管理者の指定解除に係る手続き
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第4条 条例第15条の事業報告書は、栗東市立自然体験学習センター事業報告書（別記様式第2号）によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（再委託の禁止）

第5条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

（使用者の範囲）

第6条 センターを使用することができる者は、次のいずれかに該当する団体で明確な研修目的をもって使用する場合に限るもの（指導者又は保護者を伴わない高校生以下の単独による使用を除く。）とする。

- (1) 義務教育諸学校の児童又は生徒
- (2) 高等学校若しくは大学の生徒又はこれらに準ずる者
- (3) 前2号に規定する者を主たる構成員とする団体
- (4) 前3号に規定するものを指導する者
- (5) その他センターの目的を達成するため適当であると教育委員会が認める団体

（利用の手続）

第7条 センターを利用しようとする者は、利用する日の3月前（ただし、県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合にあっては1年前）から利用の7日前までに、栗東市立自然体験学習センター利用許可申請書（別記様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の利用許可申請書の提出があったときは、その使用目的、内容その他を検討し、適当と認めたものについて利用許可を行う。

3 前2項の規定は、条例第18条後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「利用許可申請書」とあるのは「利用変更許可申請書」と読み替えるものとする。

（利用料金等）

第8条 指定管理者が条例第21条第2項に規定する利用料金等を定め、又は変更する場合において、同項の規定により市長の承認を受けようとするときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金等承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の承認をしたときは、栗東市立自然体験学習センター利用料金等承認書（別記様式第 5 号）を指定管理者に交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用当日に、住所、氏名、年齢及び性別を利用台帳に記入すること。
- (2) 指定管理者の許可を受けていない施設及び設備を利用しないこと。
- (3) 許可された利用時間を厳守し、その時間内に原状に復し、整頓及び清掃を行うこと。
- (4) あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合を除き、施設内での物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。
- (5) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (6) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 火災予防に万全を期し、所定の場所以外で喫煙等火気を使用しないこと。
- (8) センター及び周辺の立竹木を無断で伐採しないこと。
- (9) 利用の権利を他人に譲渡したり、又は転貸しないこと。
- (10) 施設の管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (11) その他指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、指定管理者が栗東市教育委員会教育長の承認を得て別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の影響による申請手続の特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、指定管理者の公募を実施することが適当でなく、現に指定されている指定管理者と同じ者が再度条例第 5 条第 1 項に規定する申請を行う場合、第 2 条第 2 項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

附 則（平成 20 年 10 月 31 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 23 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 20 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。